

発議案第3号

保育士配置基準の更なる改善を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年3月11日

八千代市議会議長 塚本路明様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	飯川英樹
	同	三田登

提案理由

国に対し、保育士配置基準の更なる改善を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

保育士配置基準の更なる改善を求める意見書

保育所は子育てを支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るために不可欠な社会的資源になっている。

しかしながら、保育所の機能拡充が進む一方で、保育士配置基準の改善は進まず、保育士の負担増は深刻である。保育所での事故が増えている状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも改善は急務である。

国は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改正し、2024年4月から、保育士1人に対して3歳児は15人、4・5歳児は25人と配置基準を引き上げたものの、経過措置を設け、当分の間は従前の配置基準により運営することも妨げないとしている。

また、1歳児については配置基準引上げの法令改正は行わず、代わりに保育士1人に対して6人から5人以下とし、配置を5対1以上に改善した場合に加算する措置を設けたものの、要件が厳しく、対象となる施設が限定されている。

全ての施設において配置基準以上の条件での保育を実現するため、法令改正による1歳児の配置基準の引上げと、3歳児、4・5歳児の経過措置の撤廃をすべきである。

さらに、より一層保育士の負担を軽減し、子供一人一人に対する丁寧な関わりを保障するために全ての年齢の配置基準を更に改善することが保育現場と保護者の切なる願いである。

よって、本市議会は国に対し、保育士配置基準の更なる改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）様